

タイトル	佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社職員組合労働運動史」(四)
著者	大場, 四千男
引用	北海学園大学学園論集, 143: 93-116
発行日	2010-03-25

佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社 職員組合労働運動史」(四)

北海道石炭鉱業労働運動史料監修 大 場 四 千 男

目 次

- 第一編 復興期北炭職員組合の運動
 - 一章 敗戦の混乱と民主化の高まり
 - 二章 労働運動の高揚と闘い
 - 三章 はじめての労働協約の闘いと民主化運動
 - 四章 GHQ の石炭増産対策と賃金闘争
 - 五章 朝鮮戦争とレッドパージ
 - 六章 サンフランシスコ条約と企業整備反対運動
 - 七章 エネルギー革命と高炭価問題 (139 号(-))

- 第二編 石炭鉱業確立期北炭職員組合の運動
 - 一章 総資本対総労働の対立
 - 二章 北炭の三鉱分離反対闘争
 - 三章 闘争の収拾と新しい労使関係の形成

- 第三編 高度経済成長期北炭職員組合の運動
 - 一章 貿易・資本自由化とエネルギーの消費者選択自由制
 - 二章 石炭政策と石炭政策転換闘争 (140 号(=))

- 第四編 高度経済成長後期北炭職員組合の運動
 - 一章 石炭政策第一次, 第二次と北炭
 - 二章 石炭政策第三次と北炭
 - 三章 石炭政策第四次と北炭 (142 号(≡))

第五編 転換前期北炭職員組合の運動

一章 長期計画と石炭政策転換

- 1 社費聴講生制度の制定
- 2 会社資金繰りに協力
- 3 長期計画達成協力金制度の設定

二章 炭鉱実態調査委員会の活動と閉山

- 1 社内に炭鉱実態調査委員会を設置
- 2 特別労使協議会で重大提案
- 3 夕張炭鉱第二鉱の終掘
- 4 第二岐炭鉱の閉山
- 5 夕張炭鉱第二鉱終掘後の経過
- 6 特別奨学生制度
- 7 停年後再採用者の嘱託採用 (本号四)

第五編 転換前期北炭職員組合の運動

一章 長期計画と石炭政策転換

- 1 社費聴講生制度の制定
- 2 会社資金繰りに協力
- 3 長期計画達成協力金制度の設定

一章 長期計画と石炭政策転換

1 社費聴講生制度の制定

45年2月会社側より北炭職組に対し技術系社員の確保をはかるため「社費による聴講生制度を制定したい旨」提案があった。組合側としては技術系社員の不足の現状と学卒者の採用が困難になっている状況から提案に賛成したが、その概要は次の通りである。

1. 対象者

道内高等学校の採鉱、機械、電気以外の課程の最終学年に在学する者で卒業後当社々員となることを希望する者

2. 聴講期間

工科大学の聴講生として2年間修学する。

3. 待遇

- (1) 高校卒業後直ちに社員として採用し聴講期間中は休職扱いとする。

- (2) 聴講期間中社員補の給与を支給する。
- (3) 聴講終了後は社員補に任命し、各職場に配属する。
- (4) 経費の負担
 - (1) 学費、交通費、住宅費（食費を除く）等必要経費はすべて貸与する。
 - (2) 貸与金の返済は5ヶ年据置、その後5年間に毎月均等返済とするが、更に5年間の勤続を誓約する場合は返済を猶予し通算10年間勤続したときは返済を免除する。
 - (3) 返済据置期間又は猶予期間中に退職したときは、貸与金額をその貸与の日から年1割8分の率による利息とともに退職時返済させる。

以上

2 会社資金繰りに協力

45年3月、会社から「出炭不振による資金不足と年度末資金繰のため3月分社員給料支払見合額を労働金庫から借入し資金繰に協力してほしい旨」提案があった。これに対し執行委員会は、この俸賃金支払が遅欠配になれば組合員の生活に支障を来すことになるので、協力するのは吝かではないが、当然山元機関に諮り組合員にも報告しなければならない、と回答した。

しかし、石炭の将来に不安をもって自己都合退職者がふえている状況の中で会社の資金難を公表することは一層離山ムードを煽ることになりかねない。したがって今回の要請については執行委員会の責任で措置し、今後情勢をみて機関に諮る取扱とした。

このあと労働金庫側と交渉の上、借入金の担保として①定期預金、②北寮の土地建物を差入れ尚北炭社長を保証人とし、借入期間は3ヶ月として借入れ給料支払いに充当した。

借入金は6月末に返済されたが、会社の資金事情が好転せず7月分給料支払の際も同様の協力をせざるを得なかったが、その後も資金繰は好転せず11月分給料支払分についても同様の要請があった。そのため労働金庫との交渉に入ったところ、労働金庫側より見返りとして個人預金の協力量について要請があった。執行委員会としては、現状の俸自らの責任だけで更に継続するには問題があり、又、個人預金の要請を入れるには当然山元機関に諮り組合員の同意を得る必要があるとの結論を得、これ迄の経過を含め職場討議に附した結果、会社の資金繰に協力するとの同意を得たほか、預金協力については次によることに決まった。

1. 46年1月以降毎月1人当1,000円（女子500円）を積立てる。
2. この預金は月額定期預金とし期限は1ヶ年とする。
3. 預金は組合が毎月差継し各人の通帳は組合で保管する。
4. 預金は借入金の担保にせず1年経過後の措置は改めて諮る。
5. 今後労働金庫から借入れをするときはその都度機関の承認を受ける。

会社の資金繰はその後も一向に好転せず、3ヶ月毎に借入返済が恒常化した。一回の借入額

は約6,500万円であった。

又、更に期末手当支払時にも組合名義で借入れし、組合の資金協力は会社の資金事情が好転のきざしがみられぬまま繰返し継続したため、労働金庫から預金協力に対し強い要請があり組合員の月掛預金は継続すると共に期末手当の支払時にも応分の預金を実施せざるを得なかった。

3 長期計画達成協力金制度の設定

45年5月開催の長計労使協議会の際、社員の必要人員確保のために会社に対し定着対策を申入れていた処、10月21日、次の骨子による「長期計画達成協力金制度」を設けたい旨提案してきた。

1. 協力金は「年次有給休暇残日数慰労」と「坑内勤務者年令加算」の2種とし、第一次と第二次に分けて支給する。
 2. 支給対象は、第一次は昭和45年10月1日より昭和48年9月30日迄の全期間在籍者、第二次は第一次協力金受給者で昭和48年10月1日より昭和51年9月30日までの全期間在籍者
 3. 年次有給休暇在籍者慰労は、第一次は48年9月30日現在の46年度までの残日数に率(年令別に差を設けた率)を乗じた日数を1日当2,700円で慰労する。第二次は昭和51年9月30日現在の昭和49年度までの残日数に率(第一次と同率)を乗じた日数を1日当2,700円で慰労する。
 4. 坑内勤務者加算は46才を頭打ちとして年令区分による4ランクに分け最低5万円から最高16万円を支給する。金額は第一次、第二次とも同額。
 5. 年令は昭和45年10月1日現在とする。
 6. 慰労日数は法定年次有給休暇日数を超えない。
 7. 年次有給休暇残日数は、協力金支給の分だけ放棄するものとする。残日数慰労に当っては本人の意向(選択性)を尊重する。
- との内容であった。

この提案を検討したが、会社案は①有給休暇残日数慰労が含まれている、②年令加算に坑外勤務者が含まれていない、③年令が46才頭打ちになっていること等から会社に再検討を求めると共に下部討議の結果、次の対置案をまとめた。

1. 年令別支給対象を事務系を含めその額は坑外勤務者の半額とする。但し期間中欠勤25日以上のは除く。
2. 有給休暇残日数慰労は毎年度計算し協力金支給時に一括支給する。尚、45年度以前の残日数ある者は当該期間中の使用を認める。
3. 医務技術員(薬剤士、レントゲン技士、歯科技工士、細菌検査員、看護婦、栄養士)については坑外ランクに含める。

4. 有給休暇残日数慰労の1日当たり基礎額は協力金支給時本給の平均額とする。
5. 昭和48年4月以降9月末迄と昭和51年4月以降9月末迄の停年退職者については第一次、第二次の対象とする。
6. 健康保険組合の在籍者は本取扱に準ずる。
7. 組合専従期間は罷役出向者と同様に扱う。
8. 本取扱いの外に勤続表彰を行う。

この対置案をもって会社と交渉を重ねた結果会社は最終的に、次の回答をしてきた。

1. 事務系の年令別支給は制度の主旨からして出来ないが、有給休暇残日数慰労は残日数×60%とする。
2. 年度毎計算は制度の主旨と残源の関係から出来ない。
3. 医療技術員については坑外扱いにするが、但し看護婦と栄養士は除く。
4. 定年退職者の取扱いは何処に期限を設けても同じことが出来るので、制度の主旨からしてできない。
5. 組合専従者の取扱いは別途協議したい。

これに対し組合側は、長期に亘り交渉を重ねてきたことや、既に対象期間に入っていること、不況下にある石炭事情などを考慮して会社の最終回答を諒承し、別紙の通り確認書を取交し第一次については協定通り支給された。^{註(1)}

注(1) 石炭政策転換は労資関係を対立から協力関係へ転換させ、長期計画に基づく雇傭の安定へ指向させ、北炭において次の協定の確認を締結するに至った。

確 認 書

会社と職組並びに都連とは、「社員長期計画達成協力金制度」(以下協力金という)に関し、下記の通り確認する。

記

一、目的及び支給区分

協力金は長期計画達成のため、社員の定着性確保と一層の奮起に應えることを目的とし、第一次と第二次に分けて支給する。

協力金は「年次有給休暇慰労金」と「技術系社員年令加算金」の二種類とする。

二、支給対象

- (1) 第一次協力金は、昭和45年10月1日より昭和48年9月30日までの全期間在籍する者
- (2) 第二次協力金は、第一次協力金受給者で昭和48年10月1日より昭和51年9月30日迄在籍する者
- (3) 昭和45年10月1日以降鉱員在籍者で、上記(1)(2)の期間中に社員に採用され、引続き各期間末まで在籍する者は、夫々全期間在籍者と見做す

三、協力金の算出方法

1. 年次有給休暇慰労金

- (1) 第一次協力金は、昭和45、46及び47年度の年次有給休暇発生日数より、支給対象期間内の使用日数を減じた残日数について、下記により算出した金額を支給する。

- (2) 第二次協力金は、昭和48、49及び50年度の年次有給休暇発生日数より、支給対象期間内の使用日数を減じた残日数について、下記により算出した金額を支給する。
- (3) 慰労日数は法定外年次有給休暇残日数を限度とし、慰労時の年次有給休暇残日数より減ずる。

算式

(慰労金額) (慰労日数)

坑内 3,000円×残日数

坑外 2,800円×(残日数×70%)

事務 2,700円×(残日数×60%)

2. 技術系社員年令加算金

- (1) 第一次、第二次協力金とも、次の区分により支給する。

年令区分	坑内	坑外
50才以上52才未満	30,000円	10,000円
46才〃50才〃	60,000	18,000
41才〃46才〃	90,000	27,000
36才〃41才〃	120,000	36,000
31才〃36才〃	150,000	45,000
31才未満	180,000	54,000

- (2) 年令は昭和45年10月1日現在の満年令とする。
- (3) 当該期間の欠勤、及び出欠罷役期間が坑内4ヶ月(実日数100日)坑外2ヶ月(実日数50日)以上の者を除く。

昭和46年3月29日

北海道炭鉱汽船株式会社
専務取締役 杉田 正
総務部長

北海道炭鉱汽船職員組合
執行委員長 佐々木仁三郎

北海道炭鉱汽船株式会社
社員組合都市連合会
委員長 藤岡武男

二章 炭鉱実態調査委員会の活動と閉山

- 1 社内に炭鉱実態調査委員会を設置
- 2 特別労使協議会で重大提案
- 3 夕張炭鉱第二鉱の終掘
- 4 新二岐炭鉱の閉山
- 5 夕張炭鉱第二鉱終掘後の経過
- 6 特別奨学生制度
- 7 停年後再採用者の嘱託採用

二章 炭鉱実態調査委員会の活動と閉山

1 社内に炭鉱実態調査委員会を設置

44年下期出炭は前半は徐々に回復したものの年明けから千歳坑、清水沢鉱で重大災害が発生するなどの影響もあって後半は出炭不振に終わった。

この様な状況のもとで45年4月に入ってから萩原吉太郎社長の提案で、石炭鉱業合理化事業団の近藤剛、開発銀行の兵庫信一郎の両氏を顧問とし会社、北炭職組、北炭労連、各山元組合代表者で構成する、炭鉱実態調査委員会が設置された。調査委員会の任務は各炭鉱の実態を適格に把握するため、適正生産規模、投資計画及び保安の調査が目的であった。調査委員会は4月中旬から約1ヶ月間、2班に分れて各炭鉱を巡回し入坑調査を行った。

この調査結果は顧問が取纏めて社長に報告されたが、組合側に対しては両顧問より大綱次の説明があった。

- ① 北炭は44/上は政府補助金をもらってもなお11億円の赤字である。原料炭といえども赤字では経営は行きづまるのみで、能率アップなどでこれを克服する必要がある。
- ② 北炭は行きづまっているとみられているが炭量はあるし炭鉱長は意欲をもやしているから炭鉱長を中心に全山一致の体制をとれば体制挽回の展望をつかむことはできる。
- ③ 他社ではここ数年来技術は急速に進んだが北炭は進歩がなく著るしく立遅れている。しかし、この立遅れは技術関係者が積極的姿勢をもって努力すれば今後2年位で取戻せると考える。
そのためには他鉱をみるなどして他のよいところを取入れるべきだ。
- ④ 坑内骨格整備が全般に遅れている。坑内骨格整備は深部移行に伴って保安は勿論安定生産を維持する上にも欠くべからざるものであるから、ブロック式採炭法をとるなどして改善すべきだ。
- ⑤ 職場規律を確立するべきである。これがしっかりしていなくては投資も無駄になる。
- ⑥ 待時間が多いとみられるが、これは働く者の責めばかりでなく、働ける作業環境作りに欠け

るところにも要因があるので、対策を強化すべきだ。

- ⑦ 合理化は首を切るのではなく、楽に安全に生産をするのが主眼だから組合も全面的に協力してほしい。

尚、会社に対して両顧問の報告は全社的问题と炭鉱別の問題点について種々指摘があった模様であるが、会社はこの経過を経て45年5月26日特別労使協議会で長期計画の大巾修正を提案してきた。

2 特別労使協議会で重大提案

45年5月26日、札幌で特別労使協議会がもたれた。席上、会社側から職労組に対し大綱次の提案があった。

本提案は社外から委嘱した近藤剛、兵庫信一郎両先生を含む会社、職労組による社内炭鉱実態調査委員会の意見を基礎とし、48年度をもって終る石炭特別会計の期限に合せ、更に、新区域採炭着手にタイミングを合せ大巾な出炭減を避けることを根拠とした。

- (1) 夕張炭鉱は北上区域の登川層採炭ボーリングを9月末に終らせ46年度中に採炭に着手したい。夕張第二鉱は47年度初めに買上げ申請する。人員は新区域を中心に夕張第一鉱、平和、清水沢、真谷地に配転することにした。

- (2) 平和炭鉱は48年上期に買上げ申請して全員夕張新炭鉱に移すことにしたい。

- (3) 清水沢炭鉱は48年下期に買上げ申請して全員夕張新炭鉱に移すことにしたい。

- (4) 幌内炭鉱は排気立坑を49年末完成を目途に地点の決定をしたい。

- (5) これによって50年度の出炭規模を年産次のようにしたい。

夕張炭鉱 120万トン 夕張新炭鉱 150万トン

真谷地炭鉱 45万トン 幌内炭鉱 140万トン

- (6) 尚、傍系の空知炭鉱は赤間を除いて年産100万トンとし可能ならば北炭に復帰してもらいたい。赤間、万字は買上げ申請をしなければならぬと考える。

- (7) 技術改善について

- ① 新人材が充分力を発揮出来るよう旧来の経験にこだわらず新人材の研究、創造力を阻害しないようにする。

- ② 外部より学識経験者を顧問に迎え協力を求める。

- ③ 毎月交替で他社の見学を積極的に実施する。

- ④ 夕張新炭鉱のガス対策、登川層の防水対策の研究班を設け積極的に進める。

会社提案に対する北炭職組の取組み

会社の提案は夕張新炭鉱を中心にしての大綱的なもので具体的な内容は明らかでないので、当面は、次の4点を中心に対策を検討する。すなわち、

- (1) 完全雇傭の確保，労働条件の維持向上，保安の確立を指標として具体的問題と取組む。
- (2) 具体的計画の提示と説明を求める。
- (3) 当面特別労使協議会の延長として協議を進めるが対立点については団体交渉で解決をはかる。
- (4) 北炭労連並びに山元労組とは充分連携をとって進める。

北炭職組は北炭労連とは別個に7回に亘って分科会で協議を進めた結果，全般に亘って問題を煮詰め各炭鉱毎の炭層賦存状況，炭量等については継続協議とした。北炭労連も併行して協議を進めていたので，このあと職労会議で協議した結果，次のように申し合せた。

- (1) 今次会社提案は職労双方全体問題としてとらえる
- (2) 北炭労連は会社から鉱員の定着対策，体質改善対策を提案されているので下部討議の上団体交渉で解決をはかる
各山元に長計対策委員会を設置して山元交渉を再開する
- (3) 北炭職組は労組の山元対策委員会の取組みにタイミングを合せ双方連携をとって取組む

このあとの交渉で会社は清水沢炭鉱の買上申請の提案を撤回した。

3 夕張炭鉱第二鉱の終掘

昭和45年5月26日開催された特別労使協議会で，夕張第二炭鉱は，昭和47年上期に買上申請を行い下層区域に移行する旨提案を受けた。この提案に対し北炭職組は，労使協議会のほか山元労使間で具体的解明に当たると共に会社に対して，この実施に当って，①組合員の完全雇傭，②労働条件の維持，③保安第一の出炭体制の確立を確約させ，今次提案に協力するとの態度を表明した。

(1) 夕張支部対策委員会の設置とその結論

夕張支部は対策委員会を設置し会社提案にもとづいて，①炭層賦存状況と経済炭量，②坑内骨格構造の整備，③人員問題，④投資効果の問題，⑤収支上の問題等について検討した結果，操業継続は難しいものと判断し，下層地区に新職場を求め組合員の生活安定をはかることが得策であると結論づけ45年9月25日開催した支部委員会でこの経過を確認し買上げ申請に同意することを諒承した。

(2) 夕張支部二鉱終掘対策委員会の設置と経過

二鉱終掘問題に対処するため夕張支部は委員会を設置し二鉱終掘に伴う夕張炭鉱の将来計画に対する問題点を提起すると共に二鉱終掘に関連する問題をとりあげ要求案を作成し下部

討議にかけて要求書をまとめ7月19日夕張炭鉱長に提出した。引続き8月12日迄団体交渉を重ねた結果、保安生産体制、職制機構人員配置、配転者酒肴料、記念行事の開催等全般に亘り諒解点に達し確認書を取交した。^{注(2)}

注(2) 夕張炭鉱第二炭鉱の閉山は次の(イ)要求書と(ロ)確認書、(イ)覚に基づくのである。

(イ) 夕張炭鉱第二炭鉱終掘に伴う要求書

I 保安確保、生産体制について

1. 一鉱関係

1) 保安問題について

通気対策、自然発火対策及び落磐防止対策に万全を期すること

2) 生産体制について

機械化計画と出炭計画について明示すること

3) 職制機構と人員配置について明示すること

2. 第二炭鉱関係

1) 保安問題について

終掘迄の保安確保について万全を期すること

2) 生産体制について

終掘迄の出炭計画を明示すること

3) 撤収作業について

坑口閉塞後に於ける施設の撤収作業を明示すること

3. 下層関係

1) 保安問題について

通気対策、水抜対策及びガス誘導対策について明示すること

2) 生産体制について

工事計画と進捗状況について明示すること

3) 職制機構と人員配置について明示すること

II 坑外施設関係について

1. 一鉱関係

1) 更衣室

大型ロッカーの取付けを行うこと。従って更衣室を拡張すること。尚組関係係員更衣室は別に設けること

2) 浴室

洗濯槽及びシャワーを設備すること

3) 乾燥室

拡張すること

4) 職員組合駐在室を設けること

2. 下層関係

1) 更衣室 一鉱同様

2) 浴室 一鉱同様

3) 乾燥室 設置すること

4) 職員組合駐在室を設けること

III 酒肴料その他について

1. 第二炭鉱終掘に伴う慰労金、酒肴料、及び記念品を第二炭鉱在籍者に支給すること。支給時期は配転終了直後とする。

2. 下層開発、一鉱増強計画に伴う祝賀行事を行うこと。対象者は夕張炭鉱及び外局関係を含む全職員とする。

3. 長期計画に基づき他炭鉱に詰替になった職員に対しても上記の取扱いを適用させること。

以上

(ロ) 確認書

夕張炭鉱と北海道炭鉱汽船職員組合夕張支部とは今次夕張第二炭鉱終掘に伴う配転に関し下記の通り確認する。

記

1. 保安確保、生産体制について
当面別紙1の通り実施する。
尚、計画変更の際は都度提示することとする。
 2. 職制機構と人員配置について
原則として別紙2及び3の通り実施したい。
 3. 坑外施設関係について
一鉱繰込所は新設し、下層繰込所は現炭鉱事務所一階を改築する。
尚、繰込所及び附帯施設の細部については別紙4の通り実施する。
 4. 配転者酒肴料について
本協定締結日以降二鉱終掘迄の間に二鉱より他鉱へ転勤する者に対し、酒肴料として1人当り2,500円を支給する。
 5. 記念行事の開催について
 - 1) 1人当り1,000円程度の記念品を贈呈する。尚、贈呈する適用範囲は職員組合夕張支部組合員(除 清水沢炭鉱勤務者)とする。
 - 2) 労働組合との交渉で決定した記念行事を開催する場合は社員も参加することとする。
- 昭和46年8月12日

北海道炭鉱汽船株式会社
夕張炭鉱長 石井茂治

北海道炭鉱汽船職員組合
夕張支部
委員長 吉井政典

(別紙1)

保安生産体制について

1. 一鉱関係
 - (1) 保安問題について
 - ① 右一片地並に於ける炭層傾斜並びに断層賦存状態より判断して、右二片地並では自走枠等重装備切羽の設定はむずかしい。その結果3切羽体制となることを想定し、風道の整備並びに右排気風道の計画を検討している。
尚、将来深部移行による通気改善策として排気立坑の検討を進めており、必要な時期までに実現するよう努力する。
 - ② 自然発火防止対策としては水圧鉄柱を使用、立柱時の締付け圧を強力にし枠間、矢木かけ、天井当りつけ等支柱規格を厳守せしめる他、逆断層等天磐に炭を残さざるを得ないような場合は原則として天磐付きに採掘し、落磐防止に努める。
 - (2) 生産体制
右一片六尺ロングは、R. D. C、右一片十尺ロングはライスハーケン、ホーベルを使用採炭中であるが、8月中旬右一片六尺ロングには最新鋭機械のD. R. D. C及びセンターチェンコンベヤーを導入し高能率化を図る。
尚、上記①の如く右二片以深に於ける自走枠使用不能の場合を考慮し、配転計画の見直しを行ない、一鉱採炭人員の増加を図る。
2. 第二炭鉱関係
 - (1) 保安問題について
11月中旬第二炭鉱終掘迄の配転人員は9月～239名、10月～105名、11月～110名であるが、その都度第二炭鉱の保坑、保安人員の残留は充分考慮し配転計画を作成した。

尚、採掘予定位置に対する磐下坑道の展開も計画しており、ガス抜ボーリングを精力的に実施し、保安の万全を期す。

(2) 生産体制

種別 \ 月別	7月	8月	9月	10月	11月
夕張第二炭鉱	(2,274) 61,400	(2,000) 48,000	(1,423) 37,000	(1,534) 39,900	(783) 18,800
記事			9月4日 南部終掘		11月13日 北部終掘

南部左五片上層切替ロング予定断層好転により稼行期間を延長し、南部終掘を8月中旬より9月上旬に変更する。

(3) 撤収作業について

① 坑口密閉迄の撤収作業

9月4日南部終掘後、直ちに南部区域の撤収作業を行なう。引続き11月13日北部終掘後、北部区域及びその他区域の資材撤収を12月中旬迄実施する。

撤収資材は貸与機械、社内各炭鉱使用予定機材を優先する。

② 坑口密閉後の撤収作業

12月中旬撤収作業を終了し、引続き坑口の密閉作業に入り12月末日密閉を完了する。

その後搬出資材を整理し、融雪後施設の撤収を行なう予定である。

3. 下層関係

① 通気対策

主要扇風機は負圧～102 m/m、排気量～4,245 m³/minのプロペラ扇風機を設置する。

下層の単純構造と現計画最低深度+160 mの主扇設備としては充分である。ダブルユニットの2切羽への通気配分については排気側の適切な調量により支障なく配分出来る。

② 水抜対策

採炭開始後の総湧水量は約10 m³/minと推定し、揚水設備は50 m³/minの揚水能力としており充分である。

尚、採炭切羽上下には集水坑道を設け場内坑道と併せて水抜ボーリングを実施、採掘開始前水抜きを充分に行なう。又採炭場の湧水を防止するため、切羽を昇り向きに設定する。

③ ガス誘導対策

ガス湧出量としては微々たるものであるが、湧水の中に多少のメタンガスが溶存されているので、ガス誘導ブローア(30 m³)並びにガス誘導管を設備する。現在、水とガスの効果的セパレート方法を検討している。

(2) 生産体制について

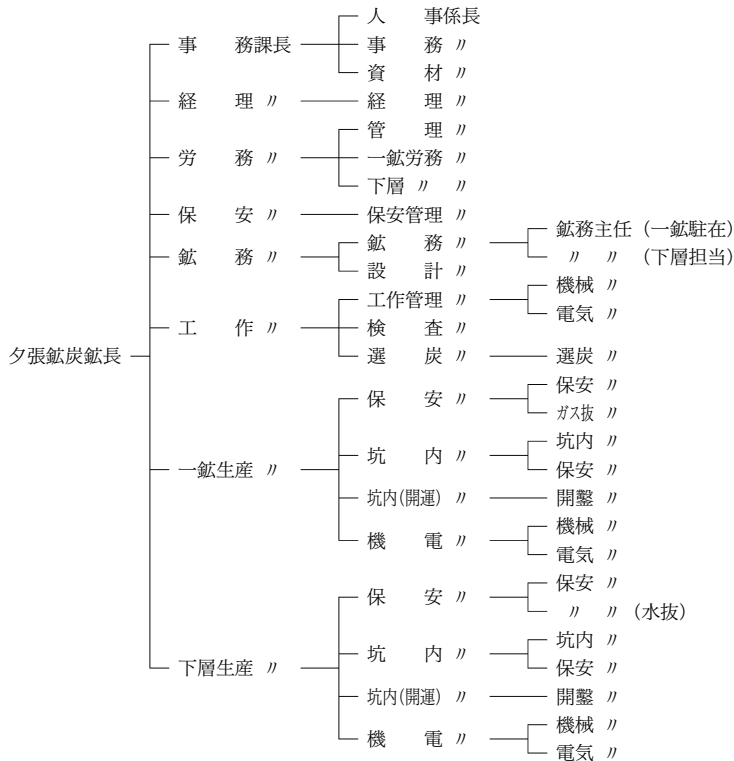
◎ 工事の進捗状況

7月25日現在入気斜坑～611 m、第一排気斜坑～609.5 m掘進中であり、7月20日第一排気斜坑は登川2番層に着炭し目的の3番層に7月26日着炭予定である。

着炭後沿層切廻しを急ぎ、予定通り1月上旬より出炭を開始する。

(別紙 2)

二鉱終掘後の機構



(別紙 3) 社員人員推移並びに所要人員比較表 (略)

(別紙 4)

坑外施設関係

一鉱, 下層共通事項

- 1) ロッカーについて
 - 巾 300 mm, 高さ 890 mm, 奥行 515 mm, 容積 0.13 m³ のスチール製を設置する。
- 2) 更衣室について
 - (1) 組係員の更衣室は別に設ける。
 - (2) 換気扇は適当な容量のものを設置する。
 - (3) ユニット, ヒーターを設ける。
- 3) 浴室について
 - (1) 洗濯槽を設置する。
 - (2) 鏡を取り付ける。
- 4) 繰込所について
 - (1) 個人毎の椅子を用意する。
 - (2) 繰込所の出入口に手洗設備を設ける。
 - (3) 誘導無線室より事務所に通ずる非常ブザーを設置する。

下層関係

更衣室と浴室間に専用道路を新設する。

(イ) 覚

夕張炭鉱と北海道炭鉱汽船職員組合夕張支部とは昭和46年8月12日付夕張第二炭鉱終掘に伴う配転の確認書記2に関し下記の通り覚を取り交わす。

記

- 1) 職制機構については実施時変更することもあり得るが、変更の際は事前に協議する。
- 2) 下層出炭開始時に於ける各課の人員配置については当面の目途であり実施時変更の際は事前に協議する。
- 3) 主任の取扱については主任の任命替を行なうこととし、特別の事情(私傷病等)のない限り主任を降格するようなことのないよう配慮する。
- 4) 配転先については新鉱を主とし一部清水沢炭鉱も予定している。

昭和46年8月12日

両者調印

覚

夕張炭鉱と北海道炭鉱汽船職員組合夕張支部とは昭和46年8月12日付夕張第二炭鉱終掘に伴う配転の確認書記4に関し下記の通り覚を取り交わす。

記

酒肴料その他の適用対象者については原則として本協定日在籍にして本協定締結日以降配転された者及び夕張第二炭鉱終掘時在籍する者とし、細部取扱いについては別途協議とする。

昭和46年8月12日

両者調印

覚

夕張炭鉱と北海道炭鉱汽船職員組合夕張支部に対し、夕張第二炭鉱終掘に伴う配転に関し諸般の事情を考慮し事態取捨一時金として金60万円を一括組合に支給する。

尚、これが使途については会社、組合間で協議決定する。

昭和46年8月12日

両者調印

議事確認

一鉱及び下層繰込所内の会議室使用に関し下記の通り議事確認を取り交わす。

記

職員組合の機関運営上会議室使用申込みがあった場合は優先的に使用することを配慮する。

昭和46年8月12日

両者調印

「夕張新第二炭鉱の閉山を提案」
夕張新第二炭鉱閉山提案に当って

取締役会長

萩原吉太郎

一、三月二十九日の団体交渉で申しあげましたが、本日の団体交渉に於いて、夕張新第二炭鉱閉山問題に対する会社の態度を表明いたしたいと存じます。

去る一月三十一日の夕張新第二炭鉱の炭量調査報告に基づいて、労使間で技術面について協議を重ねてまいりましたが、遂に意見一致せず、対立のままで今日に至りました。同報告は、その結びに於いて、炭量百二十五万トと推定いたしましたが、資金収支の経済面は調査団の問題外として考えていないと断っております。そこで私は対立は対立として、組合の主張どおり鉱命延長して六十五万トを採掘することとしたら、北炭にどのような結果をもたらすかを考えました。

二、およそ私企業に於いて初めから経済性を考えない経営は、経営者の背任行為といえます。いわんや、昭和五十一年九月末現在、自己返済負債七百五十三億圓に達し、しかも、政府の特別処置により、多額の政府の援助を仰ぐこととなり、また、民間借入金は元利棚上げした上に昨年十月乃至本年三月の間に九十四億圓の借入金をした北炭が、経済性を考えない経営を行えばこれら官民のご協力に対する背信行為であります。

三、夕張新第二炭鉱の鉱命を延長すれば、実に二百八十六億圓という膨大な資金不足を招来いたすのであります。今日急迫した北炭経営に於いて、この膨大な資金の不足は、北炭の破産を意味するのであります。詳言すれば夕張新第二炭鉱の五十二年乃至五十四年赤字百一億圓ばかりでなく、北炭更正の鍵というべき夕張新炭鉱は、現在ここに稼働する鉱員の幌内引揚げにより一挙に減産を来し、その赤字は実に百七十五億圓に達するものと推定されます。これを出来るだけ削減して見ても大勢判断に変わりなく、その資金調達は、当面の金繰りにさえ苦心している北炭の体力では、到底負担に堪えません。

しかも現在北炭を取巻く情勢は夕張新炭鉱の出炭不振を見て、政府も、金融機関も一般世論もようやく北炭に不信感を持ち、その将来に危険感さえも抱き始める向きもあり、四月乃至六月の夕張新炭鉱出炭の如何によっては、再建案は、再検討を招く危険をはらんでいます。

四、因より、閉山はここに働く従業員、地域経済に及ぼす影響、またここに住む夕張市民の感情を考えれば、しのびがたきことではありますが、過日申し上げましたとおり、北炭に課せられた最大の課題は、なんとしても、北炭を存続することであります。

率直に申し上げまして、北炭をつぶす危険を冒して、夕張新第二炭鉱の鉱命延長は誠に遺憾ながら出来ないことであります。

ここに会社は涙をのんで夕張新第二炭鉱の閉山を決意いたしました。実情をご賢察の上、別紙提案を十分に検討の上、ご諒承賜り、速かに退職条件のご審議に入られんことを切望いたします。

五、なお、化成工業所の問題については、三月二十九日の団体交渉に於いて申し上げましたとおり、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスに於いてすら、一般コークス工場を閉鎖していることから見ても、今日の北炭が経営して行くことは至難なことはわかりますが、先ず存続に最後の努力をいたしたいと存じます。コークスの需要確保が出来るか、道庁、夕張市が協力してくれれば、経営改善により赤字負担に耐えられる程度まで縮小出来るか、を努力した上で決定すべきで、これには時間を要すると思えます。

また、病院問題は、事人命に関する問題であり、従業員及び家族の心情を考えますと、先ず道または市に移管するか、または何等かの協力を得られるかの運動をした上で考えるべきであると思えます。

いわんや、夕張新炭鉱の新診療所は出来ていないのであります。この問題は、存否何れにせよ地元の意向を尊重することを第一として軽々に結論を下そうと考えておりません。

この考え方に基づいて、私は四月九日、樫原副知事に面会して、協力を要請いたしました。また、先月夕張市陳情団と面接の際、夕張市長に道庁並びに政府に陳情し、夕張本院を含めて夕張市に移管するよう申し入れました。

組合のご協力をお願いいたします。

札幌で団体交渉 4月11日日生ビルで

夕張新第二炭鉱問題に関しては昨五十一年十月十九日付協定(北炭再建計画に関する協定)に基づき、学識経験者、会社、組合の三者編成による炭量調査団を現地に派遣し、同年十二月十六日より同十八日までの間現地調査、更に、本五十二年一月十七日、二十八・二十九日、三十一日会議を開き慎重に検討を行ない、調査団としての結論を得ました。

その結論を踏まえ、二月八日～十二日、十六日、三月十日、十六～十八日、二十九日と、東京・札幌・現地（夕張新第二炭鉱）に於いて労使間で精力的に団体交渉を開催し、種々論議してまいりましたが、意見の一致を見ず、四月十一日に札幌（日本生命ビル）で開催された団体交渉席上、会社側より別掲の提案がありました。

この日の会議には、会社側より萩原会長、大津技術部長、吉井社長付、高橋労務部長、山本夕張新第二炭鉱長、組合側より里谷炭労委員長、森田道炭労委員長、橋本労連会長、桐生夕張労組委員長などが出席して開催されました。

会議は萩原会長より「夕張新第二炭鉱の閉山提案に当って」（別掲）の所信表明があった後、高橋労務部長より「提案」「夕張新第二炭鉱閉山諸条件」（各二面に掲載）の提案、説明がありました。

この後、会社提案に対する質疑応答が交わされ交渉は終了しました。

〈本号は「夕張新第二炭鉱閉山」に関する号外です〉

提 案

昭和52年4月11日

夕張新第二炭鉱につきましては昭和五十一年十月十九日付再建計画に関する協定に基づき、労使・学識経験者による炭量調査団を編成の上調査を実施した結果、昭和五十二年一月三十一日その結論を得ました。

そこで、会社としては炭量調査の結果を踏まえて、あらゆる角度から検討を加えその見解を述べ、昭和五十二年二月以降数次に亘る団体交渉を行なってまいりましたが、意見相対立したまま今日まで推移して来たことは、誠に残念であります。

しかしながら、たとえ貴方の意見に基づいて夕張新第二炭鉱の右三片及び右二片を採掘するとしても、技術上極めて至難な問題があり、自然条件の悪化により、劣悪な作業環境が予測されます。

更に、調査団の報告書に於いて考慮外とされている夕張新第二炭鉱の鉱命延長に係わる経済性の問題は、当社再建に当って無視することのできない重要な問題であります。

経理面から検討しますと、右三片（三十万トン）の採掘のみでも八十六億円（トン当り三万九百円）の損失が予想され、これに採掘準備期間中の出炭減による損失二十五億円を加えると、損失は百一十一億円に達する見込みであります。加えて、移行の延期は夕張新炭鉱の減産を招き、これによる損失は百七十五億円となり、実に合計二百八十六億円という膨大な損失を負うことになります。

いわば全身衰弱の危殆に瀕している当社の現状に於いて、このような膨大な不足資金を調達することは不可能であり、現在取組んでおります当社再建計画は文字どおり画餅に帰すことになります。

今後共資源尊重という基本精神に変わりはありませんが、当炭鉱に関しては残存埋蔵炭量について確認したものの、経済的可採炭量は枯渇したものとわざるを得ません。

本問題の帰趨が、従業員各位及びその家族並びに地域住民の生活に重大な影響を及ぼすことを念頭におき、現在に至るまで慎重な検討を進めてまいりましたが、今ここで鉱命延長を図ることは、当社全体の崩壊を招くことは必至でありますので、ここで英断をもって解決を図るべき時期であると判断いたします。

会社としては、何よりも北炭の存続を図るために、永年にわたり当社発展の原動力となり、多大の寄与をいただいた従業員各位に対し、心情として誠に忍び難いものがありますが、現在稼行中の区域がほぼ終掘する昭和五十二年八月末を以って閉山いたしたく提案する次第であります。

閉山後の従業員の雇用問題につきましては、万全の措置を講ずるよう努力いたす所存であります。

即ち、坑内員については、全員坑内の状況に応じ逐次夕張新炭鉱へ移行していただき、以って夕張新炭鉱を増強し年産百五十万トン体制の維持を図ると共に、幌内炭鉱の復旧再開を促進し、清水沢・真谷地炭鉱の将来展望を切り開きたいと思っております。

また、坑外員については、関連企業を始めとし、政府・道庁・夕張市など関係各方面に働きかけて、就職斡旋に最大限の努力を払います。

尚、閉山に伴う諸条件については、従来の慣行並びに北炭の現状、特に夕張新炭鉱の人員確保に重点を置いて勸告し、別途提示いたします。

貴方におかれましても、当社の置かれている現状を十分ご理解戴き、平和裡に解決を図られますよう切望いたします。

以 上

夕張新第二炭鉱閉山諸条件

1. 移行計画
坑内員全員を坑内の状況に応じて逐次夕張新炭鉱に移行し、昭和52年9月末迄に移行を完了する。
移行計画の細部については、その都度協議する。
2. 雇用計画
(1) 坑内員全員を夕張新炭鉱に採用する。
(2) 坑外員並びに準備員については、関連企業を始めとし、政府、道庁、夕張市等関係各方面に働きかけて、就職斡旋に最大限の努力を払う。
3. 閉山時期
現在稼行中の区域がほぼ終掘となる昭和52年8月末を以って閉山する。
4. 退職時期
閉山の時期を以って従業員全員を解雇する。
5. 移行者の取扱い
夕張新炭鉱に移行する坑内員の取扱いは別紙(1)のとおりとする。
6. 移行しない者の取扱い
夕張新炭鉱に移行しない坑内員の取扱いは、別紙(2)のとおりとする。
退職する坑外員の取扱いは、別紙(3)のとおりとする。
7. 準備員の取扱い
退職する準備員の取扱いは、別紙(4)のとおりとする。

別紙(1)

夕張新炭鉱に移行する坑内員の取扱い

1. 退職手当
鉱員退職手当規程第3条第4号により計算された手当額(税込)を支給する。
2. 特別加給金
(1) 次の区分により計算した額(税込)に一律50,000円(税込)を加算支給する。

勤続満1年未満の者	本人平均賃金の90日分
〃 満1年以上満5年未満の者	〃 120日分
〃 満5年〃 満10年	〃 150日分
〃 満10年〃 満20年	〃 180日分
〃 満20年〃 満25年	〃 210日分
〃 満25年以上の者	〃 240日分

(2) 旧夕張一鉱から引続き夕張新第二炭鉱に移行した者並びに停年再採用者は、再雇用後の勤続年数により支給する。
(3) 上記金額には労働基準法第20条の解雇予告手当(平均賃金の30日分)を含むものとする。
(4) 但し、移行後1年以内に自己都合により退職した場合は、政令により支給された金額と解雇予告手当を除いた額を一括返済のこととする。
3. 移行支度金
移行支度金として次のとおり支給する。

有扶	230,000円(税込)
単身	160,000円(〃)

但し、諸般の事情を勘案して増額の用意あるも、その額は協議の上訂正する。
尚、1年以内に自己都合により退職した場合は、一括返済のこととする。
4. 年次有給休暇残日数の取扱い
夕張新第二炭鉱在籍中の年次有給休暇残日数は、そのまま引き継ぐこととする。
5. 閉山餞別金
閉山餞別金として一律50,000円(税込)を支給する。
6. 閉山酒肴料
閉山酒肴料として一律10,000円(税込)を支給する。
7. 勤続年数の通算

- (1) 夕張新炭鉱移行後退職する者の退職手当算定については、夕張新第二炭鉱の在籍期間を通算する。
但し、夕張新炭鉱移行後勤続満5年未満の自己都合退職者については通算しない。
- (2) 退職手当の算定にあたっては、既支給の対応部分を控除する。
8. 労働協約並びに諸協定
- (1) 会社・炭労間、会社・労連間協定は、これを適用する。
- (2) 山元における具体的取扱い並びに運営については、移行後可及的速かに協議決定する。
9. 賃金の取扱い
- (1) 夕張新炭鉱に移行する者の本人給設定にあたっては、同一職種者が同一作業に就く場合、従前の本人給を下廻らないことを前提として、夕張新炭鉱の賃金形態に基づき新本人給を設定する。
- (2) 請負給者が定額給者に転換した場合は、1回に限り3カ月間は従前の本人給を補償する。
10. 結婚資金の残額返済免除について
結婚資金貸与残額については、返済を免除する。
11. その他
- (1) 退職手当の基礎額について
退職時の建保等級により退手基礎額を算定する。
- (2) 平均賃金の算定について
- ① 労働基準法の定めるところにより、退職日前3カ月の賃金により各人毎に算定する。
但し、スト日については分母、分子から除外する。
- ② 業務上の負傷及び私傷病並びに公務、公職、組合要務により平均賃金が、本人同職種の平均を下廻る者については平均とする。

別紙(2)

夕張新炭鉱に移行しない坑内員の取扱い

1. 退職手当
鉱員退職手当規程第3条第4号により計算された手当額(税込)を支給する。
2. 特別加給金
- (1) 次の区分により計算した額(税込)を支給する。
- | | |
|-----------------|----------------|
| 勤続満5年未満の者 | 政令による基礎日額の23日分 |
| 〃 満5年以上満10年未満の者 | 〃 37日分 |
| 〃 満10年 〃 満15年 〃 | 〃 56日分 |
| 〃 満15年 〃 満20年 〃 | 〃 74日分 |
| 〃 満20年以上の者 | 〃 109日分 |
- (2) 旧夕張一鉱から引続き夕張新第二炭鉱に移行した者並びに停年再採用者は、再雇用後の勤続年数により支給する。
3. 解雇予告手当
解雇予告手当として本人平均賃金の30日分(税込)を支給する。
4. 期末手当見合分
昭和52年下期々末手当見合分として前年同期々末手当相当額(税込)を支給する。
5. 年次有給休暇残日数の取扱い
各人年次有給休暇残日数1日につき平均賃金(税込)を支給する。
6. 閉山餞別金
閉山餞別金として一律50,000円(税込)を支給する。
7. 閉山酒肴料
閉山酒肴料として一律10,000円(税込)を支給する。
8. 閉山見舞金
- (1) 身体障害者
- | | |
|------------------|----------------|
| イ、公傷による身体障害者3級以上 | 一律100,000円(税込) |
| 〃 〃 〃 4級以下 | 〃 80,000円(〃) |
| ロ、その他の身体障害者 | 〃 60,000円(〃) |

9. 福利厚生施設の取扱い

退職日より6カ月間は従来どおりの取扱いとする。

具体的には山元協議とする。

10. 帰郷旅費並びに荷造料について

退職日より6カ月以内に帰郷する場合は、旅費規程により帰郷旅費を支給し、荷造運搬費については山元協議とする。

但し、他から帰郷旅費または移転旅費及び荷造運搬費が支給された場合は併給しない。

11. 炭鉱離職者臨時措置法の適用について

炭鉱離職者臨時措置法の適用については、関係官庁に申請する。

12. 結婚資金の残額返済免除について

結婚資金貸与残額については、返済を免除する。

13. その他

退職手当の基礎額並びに平均賃金の算定については別紙(1)と同じ。

別紙(3)

退職する坑外員の取扱い

1. 退職手当

鉱員退職手当規程第3条第4号により計算された手当額(税込)を支給する。

2. 特別加給金

(1) 次の区分により計算した額(税込)に一律成人男子50,000円(税込)、保護鉱員25,000円(税込)を加算支給する。

勤続満1年未満の者	本人平均賃金の	90日分
〃 満1年以上満5年未満の者	〃	120日分
〃 満5年〃 満10年	〃	150日分
〃 満10年〃 満20年	〃	180日分
〃 満20年〃 満25年	〃	210日分
〃 満25年以上の者	〃	240日分

(2) 旧夕張一鉱から引続き夕張新第二炭鉱に移行した者並びに停年再採用者は、再雇用後の勤続年数により支給する。

(3) 上記金額には労働基準法第20条の解雇予告手当(平均賃金の30日分)を含むものとする。

3. 期末手当見合分

昭和52年下期々末手当見合分として、前年同期々末手当相当額(税込)を支給する。

4. 年次有給休暇残日数の取扱い

各人年次有給休暇残日数1日につき平均賃金(税込)を支給する。

5. 閉山餞別金

閉山餞別金として一律50,000円(税込)を支給する。

6. 閉山酒肴料

閉山酒肴料として一律10,000円(税込)を支給する。

7. 閉山見舞金

(1) 身体障害者

イ、公傷による身体障害者3級以上 一律100,000円(税込)

〃 〃 4級以下 〃 80,000円(〃)

ロ、その他の身体障害者 〃 60,000円(〃)

(2) 殉職未亡人

〃 50,000円(〃)

8. 退山餞別金

殉職未亡人が退職日より6カ月以内に退山したときは、退山餞別金として50,000円(税込)を支給する。

9. 福利厚生施設の取扱い

退職日より6カ月間は従来どおりの取扱いとする。

具体的には山元協議とする。

10. 帰郷旅費並びに荷造料について

退職日より6カ月以内に帰郷する場合は、旅費規程により帰郷旅費を支給し、荷造運搬費については山元協議とする。

但し、他より帰郷旅費または移転旅費及び荷造運搬費が支給された場合は併給しない。

11. 炭鉱離職者臨時措置法の適用について

炭鉱離職者臨時措置法の適用については、関係官庁に申請する。

12. 結婚資金の残額返済免除について

結婚資金貸与残額については、返済を免除する。

13. その他

退職手当の基礎額並びに平均賃金の算定については、別紙(1)と同じ。

別紙(4)

退職する準備員の取扱い

1. 退職慰労金

準備員退職慰労金規程により計算された手当額を支給する。

2. 閉山特別加給金

(1) 閉山特別加給金として、次の区分により計算した金額(税込)に一律男子35,000円(税込)、女子17,500円(税込)を加算支給する。

勤続満1年未満の者	本人平均賃金の	63日分
〃 満1年以上満5年未満の者	〃	85日分
〃 満5年 〃 満10年	〃	105日分
〃 満10年以上の者	〃	126日分

但し、昭和40年4月1日以降の勤続年数による。

(2) 上記金額には、労働基準法第20条の解雇予告手当(平均賃金30日分)を含むものとする。

3. 年次有給休暇残日数の取扱い

各人年次有給休暇残日数1日につき平均賃金(税込)を支給する。

4. 閉山酒肴料

閉山酒肴料として一律7,000円(税込)を支給する。

5. 閉山見舞金

① 身体障害者

公傷による身体障害者 一律56,000円(税込)

その他の身体障害者 〃 42,000円(〃)

② 殉職未亡人

〃 35,000円(〃)

6. 期末手当の取扱い

夕張新第二炭鉱の退職者に対しては、それぞれの区分により次の金額(税込)を支給する。

特A 夕張新第二炭鉱女子鉱員1人当り実績平均額100%(税込)を1人当り平均支給額とする。

A 1人当り平均支給額 直轄鉱員支給額の55%相当額(税込)

7. 福利厚生施設の取扱い

退職日より6カ月間は従来どおりの取扱いとする。

具体的には山元協議とする。

8. 帰郷旅費並びに荷造料

退職日より6カ月以内に帰郷する場合は、旅費規程により旅費を支給し、荷造運搬費については山元協議とする。

但し、他から帰郷旅費または移転旅費及び荷造運搬費が支給された場合は併給しない。

9. 結婚資金貸与残額の取扱い

結婚資金貸与残額については、返済を免除する。

10. その他

退職手当の基礎額並びに平均賃金の算定については、別紙(1)と同じ。

支払条件

(1) 移行支度金は移行時に支払う。

4 新二岐炭鉱の閉山

角田炭鉱は昭和2年8月北炭は小野貞蔵に採掘を委任し開坑操業をはじめ8年8月迄稼行してきたが、同年9月から北炭直営に切替えて角田坑として夕張鉱所属となった。その後13年6月夕張第三鉱の所管となり15年9月角田鉱として独立、16年10月平和鉱業所の創設により同鉱業所の所管となった。

28年8月の企業整備によって、29年3月従業員全員が平和鉱に移行し一時中止となったが、その後新二岐炭鉱として租鉱権を設定し操業していたが、45年8月5日整理促進により閉山した。

5 夕張炭鉱第二鉱終掘後の経過

1. 終掘及び撤収作業

第二炭鉱は南部区域、北部区域、奥部堅坑区域の3区域で採掘を行っていたが南部区域は45年9月4日、北部区域は11月14日、奥部堅坑区域は11月17日に終掘し全面的に終了した。撤収作業は終掘区域から順次進められ12月5日完了した。

2. 密閉作業

密閉坑口は次の17坑口で作業は12月6日より開始され同月25日完了した。中央立坑及奥部堅坑の密閉には主任、係員19名が残留し、中央立坑関係者はマイクロバスで通勤し、奥部立坑は通勤不可能のため現地で泊り込み作業となった。

○密閉坑口

- 1) 二鉱ベルト斜坑々口
- 2) 〃 〃 運搬坑口
- 3) 〃 運搬坑道坑口
- 4) 〃 通洞坑口
- 5) 二鉱添坑道坑口
- 6) 4区堅入坑道坑口
- 7) 〃 人車卸坑口
- 8) 〃 深部風道坑口
- 9) 〃 深部風道扇風機坑口
- 10) 〃 排気立坑々口
- 11) 入気立坑々口

(2) 加給金等の条件経費は10月までに支払う。

(3) 退職金については、10月に一部内払いとし、残額は交付金入金時(53年6月予定)精算、内払いの金額については一人当たり100万円支払う。 以 上

(「炭光」号外1977.4.20より引用)

- 12) 排気立坑々口
- 13) 中央立坑々口
- 14) 深部通洞坑口
- 15) 日吉風道坑口
- 16) // 風道扇風機坑口
- 17) // 添風道坑口

3. 人員配転関係

人員配転は、鉱員は8月21日から、職員は、9月6日から逐次行われ12月27日で職員114名、鉱員1,254名全員の移行が終った。

4. 買上申請と鉱業権の消滅

会社の買上申請に対し北炭職組、夕張炭鉱労組は46年9月15日同意書に調印した。この結果、夕張炭鉱内はもとより北炭の主力炭鉱の地位にあった第二鉱はその歴史の幕を閉じた。その後鉱業権は47年1月20日消滅し明治23年6月夕張採炭所を設置して開坑以来豊富な埋蔵炭量と良好な自然条件をもって北炭の主力炭鉱として永く栄光の座にあった夕張第二炭鉱は開坑以来82年の生命を閉じた。

5. 新二鉱(下層)の採掘開始

採掘計画を47年1月4日を目途としていたが、坑口から斜坑掘進時に旧坑逢着、不時の出水等の影響で予定より20日遅れ1月22日施業案が認可され1月24日より試験採炭が行われた。試験採炭当初は順調に推移(最高8カット、1,498トン)していたが、ロング面(100m)上部より約30m位置にあった断層落差30cmが次第に大きくなり2月5日には約1mの落差になった。そのため自走枠(日鋼製R. M. I. B.66型)の前進が阻害され計画出炭の達成迄には若干の日時を要し3月中旬に漸く回復に向った。

6. その他

① 新二鉱の保安委員

45年度保安委員改選時に会社側から、一鉱、二鉱の兼務か非常駐制を申入れられたが、これは会社が予てより主張していた。この問題については第二鉱終掘時に協議することを申合せていた。組合側としては、次の3点を中心にする方針で臨んだ。

イ) 新二鉱は湧水、ガス状況からみて坑内の範囲が狭いという理由だけで、一鉱、新二鉱の兼務は認められない。

ロ) 必ずしも常駐でなくてもよい。しかし保安委員の職務が充分果せる部署に配置すること。

ハ) 今後深部に移行した場合、湧水、ガス湧出等保安上憂慮されるので保安委員の体制は確保すること。

以上の考え方で会社側と協議した結果非常駐制とし、覚書に「将来新二鉱の深部化等の

事情により保安上、会社、組合何れから保安委員の常駐を必要と認めた場合は改めて協議する」という1項目を挿入し47年1月より実施した。

② 第二鉱終掘一時金 (60 万円) の配分

小委員会を設け検討した結果、次の通り決定し12月20日該当者に支給した。

	酒肴料	一時金
一 鉱	1,500 円	1,500 円
二 鉱	2,500 〃	6,500 〃
新二鉱	1,500 〃	1,500 〃

6 特別奨学生制度

45年9月24日、会社から「技術系社員確保のため特別奨学生制度を設けたい」旨提案があったので、検討の結果これを諒承したがその内容は次の通りである。

1. 制度の内容

従業員子弟の内（縁故、知人推せんも可）技術系高校、高専、短大、大学に進学若しくは在学する者で学校卒業後北炭へ就職することを誓約する者に対し特別奨学金を貸与し、北炭就職後10年以上勤務した場合特別奨学金の返済を免除する制度

2. 対象者

中学より高校、高専（採鉱、機械、電機）へ進学若しくは在学する者
 高校より短大、大学（採鉱、機械、電気）へ進学若しくは在学する者

3. 銓衡方法

本人申込一面接一本店決定（毎年20名以内）

4. 期間中の取扱

貸与額	学校	月額奨学金	入学準備金
	大学	15,000 円	80,000 円以内
	短大	8,000 円	
	高専4年～5年		
	高専1年～3年	4,000 円	20,000 円以内
高校			

※貸与期間は学校所定の修学年限とし、休学の場合は停止する。無利息とする。

5. 修了後の措置

銓衡の上優先的採用

6. 貸与額の返済

北炭就職後5年据置、その後5年間均等返済。但し5年据置後更に5年勤務を誓約し実行し

た場合は返済を免除

※現行社員学資金貸与規程によって貸付を受けている学生でもこの制度による奨学生となることができる。

7 停年後再採用者の嘱託採用

45年10月5日会社側から、停年後再採用者が3年間の期間満了後更に2年間、嘱託として採用したい旨提案があった。その条件として

- ① 停年後再採用者が3年間の期間満了後会社が必要と認め、本人が同意した場合に嘱託として一年毎の契約で2年間採用する。
- ② 本給は再採用期間満了時の80%とし退職慰労金は退職手当規程の80%とする。
- ③ その他については停年退職者再採用に関する協定通りとする。

北炭職組はこの提案に対して次の考えをまとめ会社側に要求した。

- ① 退職慰労金が本給の80%では低いので100%とすること
- ② 有給休暇がゼロでは問題なので相応の日数を発生させること

この2点をもって協議した結果、会社側はこれを認め次の通り双方で確認した。

- ① 退職慰労金は、今次の嘱託に限り本給の100%とする。
- ② 有給休暇は再採用期間を算定の基礎に入れ初年度14日とする。

以上の結果、嘱託制度が新たに実施されることになった。